令和　　 年　　 月　　 日

|  |
| --- |
| 暴力団員等でない旨の誓約書兼同意書北九州市長１　　　　　　　　　様　　　　　　設置者住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　書設置場所　　　　　　　　　　　　　 　　　 書　　　フリガナ 　　　　　　　　　　　　　　　　　名名氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 生年月日 　　　　　　性 別　　　 別 　　 　 電話番号　（　　　）　　　　－　　　　　 ０私は、北九州市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付 を申請するに当たり、次のことについて誓約致します。 記 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７ 号）第２条第２号に規定する暴力団、同法第２条第６号に規定する暴力団員及び 北九州市暴力団排除条例（平成２２年北九州市条例第１９号）第６条に規定する 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者には、該当しません。 また、上記確認のため、貴職が福岡県警察本部に照会することを承諾致します。  |

|  |
| --- |
| **暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律** （抜粋） （平成３年法律第７７号） （定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。 二　暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常　 習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。 三　指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。 四　指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。 五　指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。 六　暴力団員 暴力団の構成員をいう。 七　暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。 八　準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。 **北九州市暴力団排除条例** （抜粋） （平成２２年北九州市条例第１９号） （市の事務及び事業における措置） 第６条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する 入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。 **北九州市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱** （抜粋） （補助金の交付）第３条　市長は、補助対象地域内において小型浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。 （３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団 （４） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員 （５） 北九州市暴力団排除条例（平成２２年北九州市条例第１９号）第６条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者 |